

講堂・研修室使用承認申請書ご記入見本

*ご記入の際は、下記の記入例をご参照ください。(赤枠内青色文字と捺印)
 *施設使用料をお支払いされる団体の方が使用承認申請書をご記入ください。

		承認番号	第	号
山梨県立文学館 講堂・研修室 使用申請書				
山梨県立文学館指定管理者 芸術の森みらいデザイン 殿		申請者 住所 山梨県甲府市貢川1-1 団体名 山梨文学協会 氏名 某 花子 (印) 電話 090-0000-0111		
次のとおり講堂・研修室の使用を承認されるよう申請します。		1 年 月 日 申請者様のお名前の認印を必ず押印ください。		
催物の名称	第8回 山梨文学講演会			
催物の内容	山梨文学作家を招いての講演会			
使用時間(時間)は○で囲む ! 承認審査の最重要項目になります。具体的にご記入ください。	令和6年 10月 1日 (火曜日)	講堂	研修室 1・2・3	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	
	令和6年 10月 2日 (水曜日)	講堂	研修室 1・2・3	
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	
年 月 日 (曜日)	講堂 / 研修室 1・2・3			
9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00		2日利用する場合は1日ごとにご記入ください。
主催者名	2 本名または氏名 山梨文学協会			
会場使用責任者	氏名 某 花子	住所	(申請者に同じ)	
使用料請求先	団体名または氏名 山梨文学協会	住所	(申請者に同じ)	
造作物等の設置	有・無	推定入場者数	350 名	
入場料金	有・無	書籍等販売	有・無	

使用する施設、使用時間区分に○をつけてください。

2日利用する場合は1日ごとにご記入ください。

! 承認審査の最重要項目になります。具体的にご記入ください。

! 使用料のご請求先(領収書宛名)になります。お支払いされる団体等のお名前をご記入ください。※申請者様と照合させていただきますので、同じお名前をお願いします。

1 2 3 は、同じお名前でご記入ください。

いただいた情報は承認書類発送、利用打合せ等の受付業務のみに利用させていただきます。

【】次の各号のいずれかに該当した場合には、山梨県立文学館の利用を承認せず、または承認を取り消すことができます。

1. 秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 2. 設備器具または文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 3. 使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。
 4. 他、使用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団に準ずる者等反社会的勢力の利益となると認められるときなど、管理上支障があると認められるとき。

支配人	マネージャー	担当者	受付

山梨県立文学館 講堂・研修室 使用申請書

令和 年 月 日

山梨県立美術館指定管理者
芸術の森みらいデザイン 殿

申請者 住 所（所在地）〒

団体名

氏 名
電 話

印

次のとおり講堂・研修室の使用を承認されるよう申請します。

催 物 の 名 称					
催 物 の 内 容					
使用日時・施設	令和 年 月 日 （ 曜日）		講 堂 / 研 修 室 1・2・3		
	9:00～12:00		13:00～17:00	18:00～21:00	
	令和 年 月 日 （ 曜日）		講 堂 / 研 修 室 1・2・3		
	9:00～12:00		13:00～17:00	18:00～21:00	
	令和 年 月 日 （ 曜日）		講 堂 / 研 修 室 1・2・3		
	9:00～12:00		13:00～17:00	18:00～21:00	
主 催 者 名					
会 場 使 用 責 任 者	氏名		使用責任者 住所/電話番号	住所 電話 (申請者に同じ)	
使 用 料 請 求 先	団体名または氏名		使用料請求先 住所/電話番号	住所 電話 (申請者に同じ)	
増作物等の設置	有 ・ 無		推 定 入 場 者 数	名	
入 場 料 金 等	有 ・ 無	円	書籍等販売	有 ・ 無	円
使 用 料	円				

※太枠線内のみ記入してください。

※ご記入いただいた情報は承認書類発送、利用打合せ等の受付業務のみに利用させていただきます。

【注意事項】次の各号のいずれかに該当した場合には、山梨県立文学館の利用を承認せず、または承認を取り消すことができるものとします。

(1) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、設備器具または文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(4) その他、使用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき、暴力団に準ずる者等反社会的勢力の利益となると認められるときなど、管理上支障があると認められるとき。

支配人	マネジャー	担当者	受付